

+

森町 一時預かり事業 利用の手引き

森町保健福祉子育て課
(令和8年3月発行)

目次

1	一時預かり事業とは	P3
2	利用の対象となることも	P3
3	事業実施日、時間について	P3
4	実施場所	P3
5	利用時間と利用料について	P4
6	申込方法	P4
7	提出書類	P4
8	給食について	P5
9	登所・降所の際のお願い事項	P5
10	利用料の減免について	P6
11	利用料の無償化・助成について	P7

1 一時預かり事業とは

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

2 利用の対象となるこども

- 森町に住所を有する世帯に属する利用日時点において、0歳6か月から小学校就学前のこども
- 認可保育所、幼稚園、認定こども園に通っていないこども
(認可外保育施設に通っているこどもは対象)
- 森町以外に住所を有する世帯であっても、森町内居住する親族の看護等のため森町に滞在しこどもの保育をできない場合などは、事業を利用できます。

3 事業実施日、時間

- 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時
- ※ 祝日、保育所の休所日を除く
- ※ 保育所の行事(発表会、運動会、修了式など)の日及びその前後の日には事業を実施しないことがあります。(詳しくは保育所にお問い合わせください。)
- ※ 週3日以内かつ1か月14日以内(緊急時は1か月の継続利用が可能です)

4 実施場所

町内保育所1か所で実施します。

	施設名	所在地	連絡先	施設類型	実施方法
1	もり保育所	森川町 278 番地 2	2-2579	認可保育所	余裕活用品

■実施方法

・余裕活用品:保育所等の空き定員は枠を活用して受け入れし、同年齢の在園児と同じクラスを中心に過ごします。

※余裕活用品は、保育所等のクラス定員が埋まった場合には利用ができなくなりますのでご注意ください。

5 利用時間と利用料について

利用時間	金額		
	利用料	給食費	
		3歳未満児	3歳以上児
午前 (午前9時～午後1時)	800円	300円 (給食・おやつ代)	200円 (給食代)
午後 (午後1時～午後5時)	800円	100円 (おやつ代)	
1日 (午前9時～午後5時)	1,600円	300円 (給食・おやつ代)	

※利用料及び給食費のお支払いは、ひと月ごとに森町から納入通知書を送付しますので金融機関の窓口でお支払いをお願いします。

※森町に住所を有する世帯に属することの利用に係る利用料については、無償化・助成をする制度があります。詳しくは「11 利用料の無償化・助成制度について」をご確認ください。

6 申込方法

事前に【もり保育所】へ電話で確認のうえ、新規での利用の場合は、原則、利用希望日の5日前までに「一時預かり事業利用申込書」を【森町保健福祉子育て課子育て支援係(保健センター内)】に提出してください。

(利用前の事前面談はもり保育所で行います。)

申請書は町ホームページからダウンロードするか、森町保健福祉子育て課子育て支援係又はもり保育所にもあります。

※実施日であっても、行事や保育士等の都合により利用できない場合があります。

必ず申請前に、もり保育所へご確認ください。

7 提出書類

- 一時預かり事業利用申請書・・・児童1人につき1枚ずつ
- 一時預かり利用児童健康表・・・児童1人につき1枚ずつ

※無償化・助成対象の方は、別途書類の提出が必要になります。詳しくは「11 利用料の無償化・助成制度について」をご確認ください。

8 給食について

- ・3歳未満児、3歳以上児ともに保育所の1日利用の場合は給食を提供します。

- ・午前利用のみで午前 11:30 分より前に利用を終了する場合は給食を提供しません。
- ・食物アレルギーをお持ちのお子さんは面談時に申し出てください。

9 登所・降所の際のお願い事項

- ・ご家庭の都合により一時預かりの利用をキャンセルする場合は、必ず事前にもり保育所へ連絡してください。
- ・登所、降所の際は、必ず届け出ている方が送迎をお願いします。
届け出ている人以外の方が送迎する場合は、必ずもり保育所へ事前に連絡してください。
- ・お子さんの急な発熱など、緊急の場合はお迎えをお願いすることがあります。
(37.5℃以上の発熱、もしくは全身状態が思わしくない場合など)
- ・感染症流行時には、一時預かり事業を見合わせる場合がございますので、ご了承ください。

10 利用料の減免について

以下のいずれかに該当する場合、利用料が減免されます。

ただし、この表の区分のうち、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割合算額は、乳児等通園支援を利用する月が 4 月から 8 月までは前年度の市町村民税、9 月から翌年 3 月までは当年度分の市町村民税の課税状況によって判断します。

区 分	減免額
生活保護世帯	「5 利用料期間と利用料について」に定める利用料全額
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税世帯	
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円以下である世帯	
要支援及び要保護児童のいる世帯	

なお、保護者等の課税状況が確認できない場合は、必要書類の提出を求めることや市町村民税の申告手続きが必要となる場合があります。

11 利用料の無償化・助成について

○概要

令和元年 10 月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、一時預かりを利用するに係る利用料が無償化の対象となる場合があります。(国の無償化制度)

また、令和 7 年 12 月より、上記国の無償化制度の対象とならない児童に係る利用料について、町の独自事業により、助成を受けることができます。(町の独自助成制度)

○対象要件

- ・保護者が森町に住民登録されている
 - ・保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない(1 日当たりの開設時間が 8 時間を超過するまたは、年間の開設日数が 200 日を超過する施設)
 - ・保護者のいずれも「保育の必要性」を満たす
- ※ 認可外保育施設等を利用している場合は、月ごとに合算した利用料について各制度の対象となります。

○無償化・助成制度の対象範囲及び上限額

森町では国の無償化制度と併せて月額 50,000 円を上限に無償化しています。世帯・年齢区分ごとの助成内容は次の表のとおりとなります。

世帯／年齢	0～2 歳児	3～5 歳児
課税世帯	助成(町独自) 助成上限額:50,000 円	無償化(国:新 2 号認定) 無償化上限額:37,000 円
非課税世帯	無償化(国:新 2 号認定) 無償化上限額:42,000 円	
	助成(町独自) 助成上限額:8,000 円	助成(町独自) 助成上限額:13,000 円

※年齢は利用年度の 4 月 1 日時点の年齢で区分します。

※世帯の課税・非課税は、児童の世帯員等の住民税(4～8 月分は前年度、9～翌年 3 月分は当該年度のもの)によって区分します。

○手続き

手続き	国の無償化制度	町の独自助成制度
-----	---------	----------

<p>①認定申請</p> <p>※国無償化確認シートにより、森町が提出書類を判断する。</p>	<p>町に対し、児童ごとに、下記書類を提出する。</p>	
<p>②認定</p>	<p>町が 2 号または 3 号の認定を行う</p>	<p>町が森町子ども・子育て支援提供施設利用料助成の認定を行う</p>
<p>③利用・支払い</p>	<p>・もり保育所にて一時預かりの利用を行う。</p> <p>・もり保育所はひと月ごとに利用者について町へ報告する。</p> <p>・町で同月に認可外保育施設の利用があるか確認し利用がある場合は、月ごとに合算し、50,000 円を超える場合は、超えた金額を請求する。</p> <p>・50,000 円までの利用料については町から施設へ支払う。 (「代理受領」といいます。)</p>	
<p>④その他</p>	<p>助成の対象となるのは<u>利用料のみ</u>です。 給食費・おやつ代については助成対象外となりますので実費でお支払いいただくこととなります。</p>	

※申請書類は、森町保健福祉子育て課子育て支援係(森町保健センター内)(町担当窓口：3-2311)にてお受け取り下さい。

※無償化・助成対象になるかの確認は町担当窓口までお問い合わせください。

※申請書類の提出は、原則町担当窓口に提出ください。